

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				III 就学援助率																		
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度											
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)					係数(倍率)	目安額(年額)万円									
該当団体数	25	14	14	13	11	14	16	6	7	9	12	8	6	6	6	14	3	3	0	3	20	20	20	20	20	0	0	5	3	25	25									
秋田県	秋田市		○	○		○					○											1.3	総所得(諸控除前)	25	4	420														
秋田県	能代市																					1.2	総所得(諸控除前)	30	4	362														
秋田県	横手市																					1.3	その他	29	4	277								給与等については収入額(給与収入、利子収入、配当収入、年金収入、その他雑収入)、自営業等については所得額(営業等所得、農業所得、不動産所得)、そのほかに非課税収入についても合算する(遺族年金、障害年金、養育費、恩給)。						
秋田県	大館市																					1.05	その他	30	4	312								給与収入等から社会保険、基礎控除額(生活保護基準表)を控除						
秋田県	男鹿市			○							○											1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	258														
秋田県	湯沢市	○																				1.2	課税所得	24	12	315														
秋田県	鹿角市																					1.15	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	258														
秋田県	由利本荘市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○										1.3	総所得(諸控除前)	30	4	376														
秋田県	湯上市	○	○																			1.2	総所得(諸控除前)	24	4	290														
秋田県	大仙市																					1.3	総所得(諸控除前)	23	7	320														
秋田県	北秋田市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○									1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	320														
秋田県	にかほ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他	29	12	277											【課税所得等の分類】 ・給与等については収入額(給与収入、利子収入、配当収入、年金収入、その他雑収入) ・自営業等については所得額(営業等所得、農業所得、不動産所得)、そのほかに非課税収入についても合算する(遺族年金、障害年金、養育費、恩給)。			
秋田県	仙北市																					1.3	総所得(諸控除前)	29	12	303														
秋田県	小坂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	30	4	297														
秋田県	上小阿仁村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	29	4	227														
秋田県	藤里町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	29	4	364														
秋田県	三種町	○		○		○	○				○	○	○	○																										
秋田県	八峰町																					1.2	課税所得	24	8	231														生活保護法で定める生活扶助、期末一時扶助、教育扶助、住宅扶助、障害者加算を合算した額の1.2倍 生活保護の基準額は平成24年度のものを使用
秋田県	五城目町																					1	課税所得	29	4	206														
秋田県	八郎潟町	○	○	○	○	○	○		○	○																												保護者が、未就業、病気または災害等の特別な事情で経済的に困窮している者		
秋田県	井川町		○		○	○	○				○																											世帯の状況及び年間所得等生活困窮度による。		
秋田県	大潟村	○	○	○		○	○															1.3	課税所得	29	6	286														
秋田県	美郷町	○	○	○	○	○	○		○	○												1.3	その他	30	4	270														給与収入(税引き前)
秋田県	羽後町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			
秋田県	東成瀬村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	母子家庭、その他教育委員会が認めた者		

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																														(2) 補足事項								
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
		(1) 費目毎の援助額																																						
学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
該当団体数	25	0	0	0	0	0	25	25	0	0	0	0	0	0	24	24	0	5	5	0	1	1	1	0	0	1	15	16	0	5	5	5	5	5	0	13				
秋田県	秋田市						○	11,420							○	40,600		○	24308								○	26,282									平均額はH30予算額単価を計上			
秋田県	能代市						○	13,260							○	20,300		○	5098								○	27,701									通学用品費は、学用品費と併せて支給			
秋田県	横手市						○	11,420							○	40,600		○	0								○	27,000									・通学費は、支給対象費目であるが実績なし。 ・修学旅行費は、30年度予算計上単価。			
秋田県	大館市						○	11,420							○	40,600													○	21,490	21,490									
秋田県	男鹿市						○	11,420							○	40,600																		○	21,490					
秋田県	湯沢市						○	11,420							○	40,600																	○	21,490					支給平均額は29年度実績額で計上	
秋田県	鹿角市						○	12,000																																
秋田県	由利本荘市						○	11,400							○	40,000																								
秋田県	湯上市						○	11,420							○	40,600											○	30,000												
秋田県	大仙市						○	11,420							○	40,600		○	0								○	28,000										・支給平均額は、平成30年度予算額を記入。 ・通学用品費は、2~6年生が対象であり、1年生については新入学用品に含んでいる。		
秋田県	北秋田市						○	11,420							○	20,470											○	25,000										支給平均額は平成30年度予算に計上した単価		
秋田県	にかほ市						○	11,420							○	40,600																			○	21,490				
秋田県	仙北市						○	11,420							○	40,600						○	39,290	0			○	30,000											通学費：過距離児童生徒等通学補助を活用のため実績なし。	
秋田県	小坂町						○	11,100							○	19,900		○	0								○	26,570										通学費は実績なし		
秋田県	上小阿仁村						○	11,420							○	40,600											○	23,000										新入学児童生徒学用品費等は実績なし。		
秋田県	藤里町						○	11,420							○	40,600											○	26,000												
秋田県	三種町						○	11,420							○	20,470																								
秋田県	八峰町						○	11,420							○	40,600											○	24,000											修学旅行費は平成30年度予算単価を計上している。	
秋田県	五城目町						○	11,420							○	40,600										○													通学費については、スクールバスなどの利用は町が負担している為、実費は伴わない。	
秋田県	八郎潟町						○	11,420							○	40,600											○	30,000												
秋田県	井川町						○	11,420							○	40,600																			○	21,490				
秋田県	大潟村						○	11,420							○	40,600											○	21,490												
秋田県	美郷町						○	11,420							○	40,600											○	28,072											「支給平均額」欄は29年度実績額を記入。	
秋田県	羽後町						○	11,420							○	40,600																		○	21,490					
秋田県	東成瀬村						○	11,420							○	40,600											○	13,000											「修学旅行費」は29年度実績。	

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項								
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費												
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
該当団体数	25	0	0	0	0	0	25	25	0	0	0	0	0	0	24	24	0	5	5	0	1	1	1	0	0	1	15	16	0	5	5	5	5	5	0	9		
秋田県	秋田市						○	22,320							○	47,400		○	3565								○	82047								平均額はH30予算額単価を計上		
秋田県	能代市						○	25,740							○	23,700		○	10654								○	86556								通学用品費は、学用品費と併せて支給		
秋田県	横手市						○	22,320							○	47,400		○	0								○	80000								・通学費は、支給対象費目であるが実績なし。 ・修学旅行費は、30年度予算計上単価。		
秋田県	大館市						○	22,320							○	47,400													○	57590	57590							
秋田県	男鹿市						○	22,320							○	47,400																	○	57590				
秋田県	湯沢市						○	23,320							○	47,400																	○	57590			支給平均額は29年度実績額で計上	
秋田県	鹿角市						○	24,000																						○	50000	50000						
秋田県	由利本荘市						○	22,220							○	47,000													○	57590	57590							
秋田県	湯上市						○	22,320							○	47,400											○	90000										
秋田県	大仙市						○	22,320							○	47,400		○	49915								○	90000								・支給平均額は、平成30年度予算計上額を記入。 ・通学用品費は2~3年生が対象であり、1年生については新入学用品に含んでいる。		
秋田県	北秋田市						○	22,320							○	23,550											○	83000								支給平均額は平成30年度予算に計上した単価		
秋田県	にかほ市						○	22,320							○	47,400																○	57590					
秋田県	仙北市						○	22,320							○	47,400					○	79410	79410				○	90000									通学費：過距離児童生徒等通学補助を活用のため実績なし。	
秋田県	小坂町						○	21,700							○	22,900		○	47600								○	83122										
秋田県	上小阿仁村						○	22,320							○	47,400											○	79873										
秋田県	藤里町						○	22,320							○	47,400											○	100000										
秋田県	三種町						○	22,320							○	23,550														○	57290	57290						
秋田県	八峰町						○	22,320							○	47,400											○	83392										
秋田県	五城目町						○	22,320							○	47,400										○			○	57590	57590						通学費は、スクールバスなどの利用については町が負担しており実費は伴わない。	
秋田県	八郎潟町						○	22,320							○	47,400										○	92000											
秋田県	井川町						○	22,320							○	47,400																○	57590					
秋田県	大潟村						○	22,320							○	47,400											○	94366										
秋田県	美郷町						○	22,320							○	47,400											○	72136									「支給平均額」欄については、29年度実績額を記入。	
秋田県	羽後町						○	22,320							○	47,400															○	57590						
秋田県	東成瀬村						○	22,320							○	47,400											○	54000										

